

第 1 1 次中之条町交通安全計画

(令和 3 年度～令和 7 年度)

中 之 条 町

まえがき

交通安全対策を総合的かつ計画的に推進するため、昭和45年6月、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）が制定された。これに基づき、10次にわたる交通安全計画を作成し、昭和46年度以降、関係機関が一体となって各般にわたる交通安全対策を強力に実施してきた結果、交通安全対策は着実な進展を続け、交通事故による死傷者は減少傾向となっている。

しかしながら、道路交通事故件数、死傷者数は減少傾向にあるものの、交通事故は、「県民の安全を脅かす最も身近な危険」となっている。

そのような状況から、交通事故の防止は、従来にもまして全力を挙げて取り組まなければならない重要な課題となっており、引き続き人命尊重の理念の基に、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を一層強力に推進して行かなければならない。

このような観点から、この中之条町交通安全計画は、交通安全対策基本法26条第1項の規定に基づき、令和3年度から7年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものである。

この計画に基づき、交通の状況や地域の交通実態等に即して、交通の安全に関する施策を具体的に定め、町民が安全で安心して暮らせる郷土づくりを目指します。

目 次

計画の基本理念	1
道路交通の安全	3
第1 交通安全計画における目標	3
第2 交通事故の現状と分析	3
1 交通事故の現状	3
2 道路環境を取り巻く今後の状況	5
第3 交通安全対策のポイント	5
1 高齢社会への対応	5
2 未来を担う子どもを育てる安全な環境づくり	5
3 歩行者及び自転車の安全確保	6
4 町民主体の交通安全活動	6
5 安全かつ円滑な道路交通環境の整備	6
第4 講じようとする施策	7
1 安全性の高い道路の整備	7
2 人優先の安全・安心な歩行空間の整備	7
3 円滑・快適で安全な道路交通の確保	8
4 交通安全思想の普及徹底	8

計画の基本理念

中之条町は、人口の減少・高齢化の状態が続いており、今後、さらなる人口減少と人口構成の大きな変化が見込まれています。将来にわたり、その様な状況の中でも活力のある高齢社会と子どもが健やかに育つ環境を目指して、誰もが安全で安心な社会を実現していくことが求められています。

これまで、交通安全活動を通じて、様々な対策がとられてきましたが、依然として交通事故発生件数が高い水準で推移しています。平成27年中には、県民のおよそ100人に1人が道路において交通事故で死傷しており、更なる対策を講じることにより、交通事故を防止する必要があります。

交通事故のない社会は一朝一夕に実現できるものではありませんが、悲惨な交通事故を防止するため、交通安全対策をより一層推進していかなければなりません。特に、「人優先」の交通安全思想を基本とし、高齢者、障害者、子供等の交通弱者の安全を確保することが大切です。

第9次計画中には群馬県において「平成27年までに年間の交通事故死者数75人以下」とする新たな目標が掲げられ、様々な対策を推進し、交通事故による死傷者数は減少傾向である一方、死傷者数に占める高齢者の割合は年々増加傾向となっています。

日々発生する悲惨な交通事故を身近に迫った日常的な危険という認識をもって、交通事故をひとつでも少なくする努力をしていかななくてはなりません。

本計画では、このような観点から、過去5年間で死者が多かった平成26年の交通事故死者数2人を基準に、毎年10%の減少を目指し、平成32年までの計画期間内に達成すべき目標を次のとおり設定します。

交通事故に伴う年間の24時間以内の死者数	1人以下
----------------------	------

交通事故に伴う年間の負傷者数	50人以下
----------------	-------

この目標を実現するために交通社会を構成する人間・車両（交通機関）・交通環境という三要素に関して、相互の関連を図りながら、町民の理解と協力の下に町民本位の施策を実施します。

① 人に対する安全対策

運転者をはじめ、歩行者等すべての人々に交通安全意識の徹底を図ります。

また、町民一人一人自らが主体となって安全な交通行動をするとともに、地域、職

場、学校、家庭において交通安全に資する活動をすることが極めて重要であることから、交通安全に関する教育、普及啓発活動を充実します。

② 交通機関に係る対策

「人はエラーを犯すもの」を前提とし、それらのエラーが直接事故に結びつかぬよう、各交通機関の社会的機能や特性を考慮した高い安全水準を常に維持するために必要な指導や協力を行います。

③ 交通環境に係る安全対策

道路網や交通安全施設等の整備、改善、老朽化対策等を図ります。

人優先の考えの下、人の移動空間と自動車等の交通機関との分離を図り、混合交通に起因する危険を排除する施設を充実させます。

また、高齢社会等の社会情勢の変化や地震等に対する防災の観点にも配慮し、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等における歩道の整備を積極的に実施するなど、人優先の交通安全対策の更なる推進を図ります。

これら三要素に対する施策の効果を高めるために、次の視点で交通事故防止対策を図っていきます。

- ① 交通事故に関する情報の積極的な収集・提供
- ② 事故原因の総合的調査・分析
- ③ 被害を最小限に抑えるための迅速な救助・救急活動の充実
- ④ 保育所・幼稚園をはじめとする、幼少期からの交通安全教育の充実
- ⑤ 教習所等を利用した高齢者の交通安全教室の充実
- ⑥ 交通安全意識の徹底、普及を図るために交通関係機関・団体等との緊密な連携をもった交通安全活動の推進

道 路 交 通 の 安 全

第 1 交通安全計画における目標

中央交通安全対策会議による交通安全基本計画では、5年後の平成32年までに全国の交通事故による24時間以内の死者数を2,500人以下に抑えることを目標としており、年間換算にして約5%抑制されていることを考慮するとともに、群馬県では、平成32年までに年間の24時間以内の死者数を平成27年より25%減の概ね50人以下を目標にしたことから、本町では平成32年までに平成26年より100%減とする0人とする高い目標を掲げるものです。

また死者数のみならず、交通事故の発生件数や負傷者数においても下記のように目標設定を行い、本計画において様々な施策を推進します。

年間の交通事故による死者数 (交通事故発生後24時間以内)	0人
年間の交通事故による死傷者数	42人以下
年間の交通事故発生件数	32件以下

*交通事故のない社会が究極な目標ではありますが、当町においては過去5年間で各項目において最小値を基準として、県同様の削減率を目標として設定を行い取り組みます。

第 2 交通事故の現状と分析

1 交通事故の現状

群馬県内における交通事故の推移を見ると、件数・負傷者数については、昭和46年、死傷者については「交通戦争」と呼ばれた昭和47年をピークに、以降減少傾向を示していたが、昭和57年に急激な増加傾向を示し、平成16年には、交通人身事故発生件数は23,910件、死傷者数は30,924人となり、過去最悪を記録しました。しかし、それ以降11年連続で事故件数、負傷者数は減少傾向をたどっており、平成27年には負傷者数において初めて2万人を下回るなど道路交通環境の整備、住民の交通安全思想の普及徹底が進んでいることが考えられる。

中之条町においては、過去5年間を比較すると平成24年以降、事故件数、死傷者数それぞれにおいて減少傾向であるが、死傷者数においては高齢者が占める割合が増加傾向である。これらにおいて自動車保有台数及び運転免許保有者等の増加に

伴う交通量に加え、高齢者等の運転者層の多様化などが相まって、道路の過密化が進行していることなどによる道路環境の悪化によるものと考えられ、交通事故の実態に即した交通安全対策を今後一層推進しなければ、この交通状況は改善されないものと思われま。

また、高齢者における事故の増加原因は、高齢者数の増加と高齢者の免許保有率の増加に起因しているが、高齢者が歩行者となったときの被害者及び車を運転する立場になったときの加害者として、それぞれ増加してきていると考えられます。また高齢者数は平成32年においては町民2.5人あたり1人の割合になると推測されており、今後は高齢者を中心とする交通安全対策について一層の推進を図らなければならない。(表2、表3)

表1 群馬県における交通事故件数の推移

区 分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
事故件数	18,667	18,430	17,682	16,316	15,229
死亡者数	97	106	73	67	68
負傷者数	23,569	23,306	22,693	20,649	19,490

表2 中之条町における交通事故件数の推移

区 分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
事故件数	69	75	58	43	50
死亡者数	2	1	0	2	0
負傷者数	82	111	66	54	65
高齢者の割合			23%	24.1%	28.3%

* 高齢者の割合は当町で発生した事故のうち高齢者が関係した交通事故の割合。

ただし、24年以前は統計がないため空欄としている。

表3 中之条町居住者における高齢者免許保有率

区 分	平成25年	平成26年	平成27年
65歳未満の所有者	12,353人	12,231人	12,138人
65歳以上の所有者	3,450人	3,586人	3,734人
65歳以上の割合	27.9%	29.3%	30.8%

2 道路環境を取り巻く今後の状況

群馬県の人口10万人あたりの運転免許保有率は昭和44年以来、車両保有率は昭和48年以来ともに、全国1位であり、今後も増加の一途を辿るものと思われ、中之条町においても多くの人々が日常的に自動車を利用し、交通事故がいつどこで起きても不思議ではない状況となっています。

また、道路網の発達に伴い多くの幹線道路が整備をされ利便性が高まる一方、高速度での重大事故の発生や、県外車両による交通量の増加など、交通環境を取り巻く情勢は、依然として厳しいものとなっています。

さらに、高齢化の進展に伴う高齢者人口や高齢運転免許保有者数の増加は、道路交通に大きな影響を及ぼすものと思われます。また、少子高齢化への対応や町内の道路等における交通事故の現状等を考えると、今後は「高齢者及び子供」「歩行者及び自転車」「生活道路及び幹線道路」対策に加え、「交通事故が起きにくい環境づくり」を重視した対策が求められています。

第3 交通安全対策のポイント

1 高齢社会への対応

高齢化の進展を踏まえると、高齢者が安全で安心して外出を行えたり移動することができる社会の実現が必要であり、今後も増加することが予想される高齢者の交通事故を防止するため、老人クラブ等と連携し、高齢者の交通安全教育を推進するほか、老人クラブ未加入の高齢者に対する訪問指導、反射材の効果への理解及び反射材用品の活用を促進し、高齢者への交通安全意識の普及・啓発の徹底を図る。

また、高齢者や体の不自由な方々の交通社会への参加を支えるバリアフリー化や歩行者・自転車が安全・快適に通行することのできる道路づくりなど、交通安全施設の整備を推進するとともに、運転免許証自主返納を呼びかけるなど高齢者が第1当事者とならぬよう普及を図る。

2 未来を担う子どもを育てる安全な環境づくり

高齢化の進展とともに、考慮しなければならないのが少子化の進展です。子どもの事故は全体としては減少しているものの、安心して子供を生み育てることができる社会を実現するため、通学路等において歩道等の整備を図り、子供を交通事故から守る交通安全対策を一層推進するとともに、子どもの命を交通事故から守るために、幼少時から家庭、地域、社会、学校等における交通安全教育活動を推進します。

また、自動車同乗中の事故が高い割合を占めていること等を踏まえ、全座席におけるシートベルト、チャイルドシートの正しい着用の推進を図る。

3 歩行者及び自転車の安全確保

町内における過去5年間の交通事故死亡者は歩行中に被害に遭う歩行者の割合が多くなっています。そのため、歩行者の安全確保については、横断歩道において歩行者が優先であることの再徹底など、自動車等の運転者における歩行者に対する保護意識の向上を図る必要があります。加えて、身近な道路の安全性を高めることが必要であり、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において、歩道の整備等を積極的に進めるなど、歩行者の安全な通行の確保を図ることが必要です。

自転車利用者については、自転車＝車両としてのルールの遵守やマナー違反が多いことから、交通安全教育等の充実を図る必要があります。また、自転車は、自動車と衝突した場合には被害者となる一方、歩行者等と衝突した場合には加害者となり、高額な損害賠償を求められる可能性もあることから、自転車保険等への加入促進を図るほか、被害者・加害者それぞれの対策を講じる必要があります。

生活道路や市街地の幹線道路において、自動車や歩行者と自転車利用者の共存を図ることができるよう、自転車の走行空間の確保を積極的に進め、自転車の安全な利用促進を図る。

4 町民主体の交通安全活動

交通社会に参加する全ての町民が、交通事故の危険性や事故による損失を深く認識し、お互いの生命・財産を尊重し合い交通事故を起こさない、交通事故にあわない、他人を思いやる町民共生の意識を醸成します。

また、交通安全に関する町民挙げての活動の展開や地域社会における住民参加型の自主的な活力ある交通安全活動を推進する。

5 安全かつ円滑な道路交通環境の整備

事故多発地点について重点的に対策を講じるとともに、歩道の整備、自転車道の整備、ゾーン30の整備等、安全かつ円滑な道路交通環境の整備を図る。

また、災害に強い道路及び交通安全施設等の整備、的確な交通規制の実施等災害時における交通の安全を確保するための施策を推進する。

第4 講じようとする施策

1 安全性の高い道路の整備

(1) 町道路整備の推進

交通事故の発生を防止し、安全かつ円滑な道路交通環境の整備を図るため、町道の整備を推進する。

(2) 災害発生に備えた安全の確保

地震、豪雨等による災害発生時における交通の安全を確保するために、日常の安全点検に努めるとともに山間部等の土砂、落石等の危険性の高い箇所については落下防止柵等の施設の整備を図ります。

(3) 事故多発地点の重点的整備

交通事故の多発している道路、その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、総合的な計画のもとに交通安全施設の整備を図る。

2 人優先の安全・安心な歩行空間の整備

これまで交通安全対策は、主として「車中心」の対策であり、歩行者の視点からの道路整備や交通安全対策は十分とはいえず、生活道路への通過交通の流入等の問題も深刻な状況です。通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において、歩道を積極的に整備するなど、「人」の視点に立った交通安全対策の推進を図る。

(1) 生活道路における交通安全対策の推進

- 生活道路を中心とした路側帯の設置、拡幅等の安全対策、また道路反射鏡等を有効に活用した道路づくりの推進。
- 公安委員会との連携による、生活道路での歩行者と車両の通行を時間的に分離する歩車分離式信号機の導入や、自動車の速度抑制、運転者への道路形状や交差点の存在の明示、歩車それぞれの通行区分の明示

(2) バリアフリー化をはじめとする歩行空間等の整備

- 駅前、主要交差点等の交通結節点において、交通バリアフリーの視点から交通弱者等が安全に移動できる歩行空間等の整備
- 高齢者、身体障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に、平坦性が確保された幅の広い歩道、自転車駐輪場、身体障害者用の駐車ます等を有する自動車駐車場の整備
- 視覚障害者誘導用ブロック、歩行者用の案内標識等の充実
- 児童・幼児の安全通行のための通学路・通園路の整備

3 円滑・快適で安全な道路交通の確保

(1) 駐車対策の推進

幹線道路、市街地における無秩序な違法駐車車両を排除し、道路交通の安全と円滑化を確保するため、駐車禁止等の交通規制を適切に推進するとともに、違法駐車車両及び青空駐車車両の指導取り締まりを要請する。

(2) 道路使用及び占用の適正化等

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占有については、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、適正な許可を行うとともに、道路使用許可条件の履行、占有物件等の維持管理の適正化を図る。

(3) 休憩施設等の整備の推進

過労運転や高齢運転者等の事故防止のための「道の駅」等の休憩施設等の整備を図る。

(4) 季節に応じた安全の確保

冬期の安全な道路交通を確保するために必要な除雪や凍結防止剤散布の実施をいする。

(5) 災害発生時における関係機関との協力

災害発生時に、混乱を最小限に抑え、緊急交通路を確保するため、警察署等の関係機関との連携を図る。

4 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下に、交通社会の一員としての責を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重し、他の人々や他の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で、重要な意義を持ちます。

交通安全意識を向上させ交通マナーを身につけるためには、人間の成長過程に合わせ、生涯にわたる学習を促進して町民一人一人が交通安全の確保を自らの課題として捉えるよう意識の改革を促すことが重要です。

それには、幼児から成人に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行います。また、高齢社会が進展する中で、高齢者自身交通安全意識の向上を図るとともに、他の世代に対しても高齢者の特性を知り、その上で高齢者を保護し、高齢者に配慮する意識の定着を促進します。

交通安全教育・普及啓発活動については、近隣町村、警察、学校、関係民間団体、地域社会及び家庭がそれぞれの特性を活かし、互いに連携を取りながら地域の実情に即した自主的な活動を推進します。

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

ア 幼児に対する交通安全教育

心身の発達段階、身近な生活における基本的な交通ルールの遵守や交通マナーを理解し、進んで決まりを守り、安全に行動できる習慣や態度を身に付けさせることを目標とし、幼稚園・保育所、家庭、地域等の連携を図りながら、計画的かつ継続的に行う。

イ 児童生徒に対する交通安全教育

小学校、中学校及び高等学校の児童生徒に対する交通安全教育は、自他の生命の尊重という基本理念に立って、児童生徒の心身の発達段階や地域の実情に応じて日常生活における交通安全に必要な知識を理解し、身近な交通環境における様々な危険を認識し、常に的確な判断の下に安全に行動できる能力を養うとともに、交通社会の一員として、自己の安全のみならず他の人々や社会の安全に自主的に貢献できる健全な社会人を育成することを目標として、学校、家庭、地域等の連携を図りながら、計画的かつ継続的に行う。

また、家庭における交通安全に関する話し合い等により、正しい交通ルールの習得と交通マナーの実践の習慣付けを促進するための広報啓発活動などを推進するとともに、交通指導員、児童館活動等の交通安全に関する地域活動の積極的な推進に努める。

ウ 成人等に対する交通安全教育

交通安全の主役となりうる質の高い交通社会人を育成するための、教育体制の整備充実に努める。

特に、参加・実践型の交通安全教育を推進するとともに、職場・地域等における取り組みを促進する。

エ 高齢者等に対する交通安全教育

高齢者に対する交通安全教育を強化するため、老人クラブ・福祉団体等の関係機関と連携し、高齢者の交通安全を進める指導者の養成など高齢者の交通安全教育推進体制の整備を行う。

また、参加・実践型の交通安全教育や在宅高齢者に対する訪問事業等を推進する。

なお、身体障害者については、地域における福祉活動の場を利用するなどにより、一層の交通安全教育に努める。

(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

ア 交通安全運動の推進

交通事故防止の徹底を図るため、県、町及び民間交通安全団体が協力して、春、夏、秋、冬の交通安全運動及び毎月1日の県民交通安全日を中心として、各層の参加の下に幅広い交通安全運動を展開する。また、交通事故等の実態をふまえ、民間交通安全団体と一致協力して、地域の実情に即した交通安全運動を展開する。

運動の実施にあたっては、創意工夫を凝らし地域住民の自主的な参加の下に、活発な諸活動が継続的に行われるよう配慮する。

- 高齢者の交通事故防止
- 子供の交通事故防止
- 若者の交通事故防止
- 交差点の交通事故防止
- 薄暮時、夜間の交通事故防止
- シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

イ シートベルトの着用の推進

各季の交通安全運動、キャンペーン、イベント、講習会、広報及び街頭活動等様々な機会を利用し、シートベルトの正しい着用の普及に努める。

また、後部座席での着用や子供が同乗する際のチャイルドシートの安全効果の普及に努め、それらについても着用・利用を推進する。

ウ 交通の安全に関する広報の充実

町民一人ひとりに交通安全思想の普及を図るとともに、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけさせるためには、社会の基本的単位であり交通社会において立場の異なるもので構成されている家庭の果たす役割が極めて大きいことから広報誌、回覧版などの利用により家庭に浸透するきめ細かい広報の充実に努め、子供、高齢者等を交通事故から守るとともに、運転者のモラルの向上を図る。

また、各季交通安全運動期間中においては、町広報車を利用し、効果的な広報活動を行う。